

平成30年第9回美郷町議会定例会

議事日程（第3号）

平成30年12月13日（木曜日）午前10時開議

議案審議（質疑～討論～表決）

- 第 1 議案第59号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 第 2 議案第60号 美郷町名水市場湧太郎の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 3 議案第61号 佐々木毅「鴻鵠の志」育成基金条例の制定について
- 第 4 議案第62号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第63号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第64号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第65号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第66号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 9 議案第67号 平成30年度美郷町一般会計補正予算第5号
- 第10 議案第68号 平成30年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号
- 第11 議案第69号 平成30年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号
- 第12 議案第70号 平成30年度美郷町水道事業会計補正予算第3号

陳情上程（委員会付託）

- 第13 陳情第20号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のため国に対し意見書の提出を求める陳情
- 第14 陳情第21号 「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のために国に対し意見書の提出を求める陳情
- 第15 陳情第22号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設のため国に対し意見書を求める陳情書
- 第16 陳情第23号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める陳情書
- 第17 陳情第24号 75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める陳情書

第18 陳情第19号 陳情 食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しが必要です

追加議案

追加日程第1 発議第7号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員を求める意見書の提出について

追加日程第2 発議第8号 「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」を求める意見書の提出について

追加日程第3 発議第9号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出について

追加日程第4 発議第10号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を求める意見書の提出について

追加日程第5 発議第11号 75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを求める意見書の提出について

追加日程第6 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	深 沢 義 一 君	2番	小 原 正 彦 君
3番	鈴 木 正 洋 君	4番	内 田 清 文 君
5番	泉 美和子 君	6番	森 元 淑 雄 君
7番	高 山 茂 雄 君	8番	細 井 邦 男 君
9番	熊 谷 良 夫 君	10番	伊 藤 福 章 君
11番	鈴 木 良 勝 君	12番	村 田 薫 君
13番	藤 原 政 春 君	14番	深 澤 均 君
15番	熊 谷 隆 一 君	16番	澁 谷 俊 二 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企 画 財 政 課 長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	小田長 光 仁 君	住 民 生 活 課 長	高 橋 久 也 君
福 祉 保 健 課 長	齊 藤 敦 子 君	農 政 課 長	高 橋 勉 君
商 工 観 光 交 流 課 長	藤 田 信 晴 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	鈴 木 孝 悦 君	農 業 委 員 会 長	高 橋 正 尚 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	奥 山 智 佳 等 君	教 育 長	福 田 世 喜 君
教 育 次 長 兼 教 育 推 進 課 長	西 鳥 羽 裕 君	教 育 総 務 課 長	煙 山 光 成 君
生 涯 学 習 課 長	高 橋 一 久 君	代 表 監 査 委 員	深 澤 克 太 郎 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	鈴 木 忠	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	高 橋 圭 子
主 査	高 橋 洋 子		

◎開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

町長より、昨日12日の鈴木正洋議員の一般質問における答弁について、訂正の申し入れがありますので、これを許します。町長。

○町長（松田知己君） 昨日の鈴木正洋議員の質問に対する答弁に誤りがありましたので、訂正いたします。

介護支援ボランティア制度の課題や問題点について、制度が「65歳未満の方が対象になっている」と私が申し上げましたが、正しくは「65歳未満の方が対象となっていない」でありますので、謹んでおわび申し上げながら訂正いたします。済みませんでした。

○議長（澁谷俊二君） 本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第59号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、議案第59号 秋田県市町村総合事務組合格約の一部変更についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第59号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第59号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号 秋田県市町村総合事務組合格約の一部変更については原案のとおり決しました。

◎議案第60号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第2、議案第60号 美郷町名水市場湧太郎の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番熊谷良夫君。

○9番（熊谷良夫君） これは前々から話のあった4つの組織が統合して10の施設を運営するという一環だと思いますので、それに関連して質問しますけれども、当局の説明では観光事業の改善の余地は多く、これ以上状況が悪化しないために組織を変えることは不可欠だということでありましたけれども、この施設を考えますと営利部門と町民福祉部門が混在しているように思われます。これで果たしてうまく運営ができるのかどうか、そこら辺の見通しと行政から補助金をいただいている団体が行政の建物を管理するというに甘えが生じないのかということと、指定管理者は今までどおりの公募によらないで選ぶと思いますけれども、他市町村によりますとほとんどのこういう施設はいわゆる公募よって民間参入を促していますけれども、そういう余地があるのかどうなのか、そこら辺についてお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

まず、1つは観光事業ということでありまして、当施設は町の中心部にございまして、まちなかエリア、いわゆる最もにぎわいを取り戻したい場所の中心的場所でございます。そして、我が町の観光は清水とともに以前ご説明申し上げましたが、古来から守り続けている七滝山の山林、そして雄大な自然等でございます。それらを有機的に結合させることにより中心部分にたいしてにぎわいをもたらすとともに、また今までの湧太郎の立ち位置といいますのは美郷町の中心部にあるランドマークと位置づけられております。そこを知名度もあることからそこを活用しながら人を呼び込むことによって地域ににぎわいを取り戻すことができると考えてございます。

また、営利部門との混在でございますが、条例の第1条にございましており町民が集い、交流する場の提供ということで国の誉れホール、蔵を使った催事などの企画、そして地域情報の発信及び町民等の利便性向上に寄与することで町民の方が気軽に買い物をしたり、それから町内の産品を見たりとするような形の利便性向上のためにもテナント等をいれているものでございまして、また町内産品あるいは特産品等の味覚も味わえるという形でテナントを入れているものでございます。

また、甘えということでございますが、まず一つは今後名水市場湧太郎につきまして、3月31

日をもって町に寄附され、4月1日から指定管理施設にしようと考えてございます。指定管理施設にするということは、当然そこを管理する指定管理者を定め、議会の議決をいただくわけですが、指定管理者と協定を結ぶ際はきちんと今後の収益向上のための自主事業、それから管理のための管理や個人情報保護のための要項の制定等指定管理者の議決をいただいたものときちんとした契約を、協定を締結することを第7条に定めております。

したがいまして、湧太郎の指定管理者につきましては、町のほうできちんと協定づくりに対して指導監督していきたいと思っております。

また、民間からの公募でございますが、今まで町の行政施設を指定管理にする場合は、その行政施設を最も効率よく活用している、活用できる団体ということで過去に活用の実績がある団体を、公共的団体を指名して指定管理者として選考した上で議会にお諮りしているものでございます。今後もこの方向性を重視しながら対応してまいりたいと思います。

回答は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 9番議員、よろしいですか。はい。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第60号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第60号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号 美郷町名水市場湧太郎の設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり決しました。

◎議案第61号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第3、議案第61号 佐々木毅「鴻鵠の志」育成基金条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。15番熊谷隆一君。

○15番（熊谷隆一君） 大変ありがたい、すばらしい志、佐々木先生の志だと思います。これまで町ではふるさと納税を原資とした教育関係に関する基金も設けておりますけれども、今回佐々木先生の「鴻鵠の志」の、この基金について条例を定めてきちんと管理していくということで大変すばらしいことだと思いますけれども、ほかの方々からこういう気持ちに賛同して寄附の申し出があった場合はどのようにされるでしょうかについてお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 町長、答弁をお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの質問にお答えいたします。

佐々木先生は、ご存じのとおり美郷大使としてこれまで町のさまざまな取り組みにご示唆、ご指導いただいた方です。そういう方ですので、佐々木毅「鴻鵠の志」育成基金をつくるというふうな思いを持ったわけですので、ほかの方々からいただいた基金がこれから発生するとしても同じような基金をつくるということは考えてございません。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 15番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。8番細井邦男君。

○8番（細井邦男君） この基金を財源として行う事業の中に児童生徒の高い志や向上心の育成を支援する事業とありますが、この事業の具体的な内容など決まっておりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。教育推進課長。

○教育次長兼教育推進課長（西鳥羽 裕君） ただいまの質問にお答えいたします。

「鴻鵠の志」育成基金を活用させていただくことは本町の教育理念であります豊かな人間性を育み、将来の美郷を担う人間の育成につなげられる絶好の機会と捉えております。具体的な内容につきましては、今後検討を重ねていきたいというふうに考えておりますが、現在のところ児童生徒がみずからの将来に向かって高い目標を設定したり、その目標の実現に向けて取り組んだりすることを支援できるような内容と想定しております。まだ、今後検討を重ねましてお示ししていきたいと考えております。

○議長（澁谷俊二君） 8番議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第61号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第61号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号 佐々木毅「鴻鵠の志」育成基金条例の制定については原案のとおり決しました。

◎議案第62号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第4、議案第62号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第62号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第62号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第63号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第5、議案第63号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第63号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第63号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第63号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第64号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第6、議案第64号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第64号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第64号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第64号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第65号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第7、議案第65号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第65号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第65号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第65号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第66号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第8、議案第66号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番熊谷良夫君。

○9番(熊谷良夫君) 説明の中でもちょっと触れましたけれども、具体的にはどのような方を想定しての条例改正でしょうか。

○議長(澁谷俊二君) 答弁願います。教育総務課長。

○教育総務課長(煙山光成君) ただいまのご質問にお答えいたします。

専門職大学というのが新しく4月1日から開学をすると、これは学校教育法の改正の関係でございます。そういった方々が専門職大学も4年あるいは6年の履修期間といたしますか、学習期間になるようでございますけれども、前期課程というようにお話しですので、4年制大学ですと2年間というような形になるかと思えます。いわゆる短期大学程度と同じというふうに厚労省では今認めるといたしますか、放課後児童支援員の資格として認定をするということでございます。ですので、途中で前期課程のみで終了される方というのは少ないかと思えますけれども、今後数年後に専門職大学を卒業される方が誕生すると、そうした方も放課後児童支援員の資格者として活躍できるということを想定してということでございます。以上です。

○議長(澁谷俊二君) 9番議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第66号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第66号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第66号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第67号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第9、議案第67号 平成30年度美郷町一般会計補正予算第5号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。5番泉 美和子君。

○5番(泉 美和子君) 63ページの出資金の新会社のことですけれども、黒字化を目指して新しい会社をつくって頑張っていこうということでもありますけれども、町民の間からは果たして大丈夫なのかとか不安の声も出されています。具体的に今後新しい会社としてどのような取り組みを、改善して取り組みをしていくのかという計画など具体的なところをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長(澁谷俊二君) 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(藤田信晴君) ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がご指摘のとおり、現在既存の組織3社の状況は3社のうち2社につきましては赤字であることは決算状況で報告しているところでございます。また、1社につきましては美郷温泉振興でございますが、住民福祉の観点から入湯料を据え置きつつ、公費による支援を実施しているところでございます。現状の経営体制のまま推移すれば人口減少や高齢化の進展により年々赤字の解消は困難になっていくことが予想されてございます。これを解消するためには情報共有、各施設の利用者を増加させるための企画や取り組み、町内製品の開発や売り込み等積極的な活動を考えておりましたが、既存組織単体では完全な情報共有ができない、企画営業する人的余裕がない、財政基盤が脆弱などの理由で単独では実施できないのが現状でございます。

そのため、町では現在議員おっしゃるとおり組織統合を進めておりまして、新組織の出資予定

者の一員といたしまして既存組織の実務担当者とともに新会社の事業計画を現在練っておるところでございます。そして、企画営業社員部門をつくりまして、その社員を入れた組織図の構築、人員配置の作業を行っておるところでございます。町民から不安視されているとのことでございますが、株主総会等でも株主の方から同様な質問がありましたが、新組織で新たに手がける事業といたしましては、積極的な情報発信、現在既存の組織ではホームページなどの更新も迅速とは言いがたく、それから自社で保有する観光資源あるいは特産物等の情報発信も不足しておりますし、また利用される顧客に対するサービス、囲い込み等も実施されておらず、これについても対応しながら、さらには宿泊、観光、それから物産販売等各機能を持った組織が統合されることから迅速に情報共有し、宿泊いただいた方には組織内の物産を販売、そして飲食していただく。

また、組織内には美郷町の特産品を製造販売している組織もございますので、それを積極的に県内のみならず東北、日本全国に対して営業企画をしていきたいと存じます。また、まだまだ町内を訪れたことがない旅行者の方々も多くおりますので、旅行商品を企画し、旅行営業代理店等に積極的な営業をかけ、取り扱いのお願いをしてみたいと思います。

また、美郷町の産品を使った特産品を開発し、町内の事業者の方々と連携してお土産品の販売などを行うことによって町内経済の活性化なども考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 5番泉 美和子君。

○5番（泉 美和子君） これからいろいろ具体的なことをやられていくことではあろうかと思いますが、このような施設が町外からいろいろたくさん利用されていかれることはもちろんなんですけれども、住民の方々が一番利用しやすい施設にしていくこと、そしてやっぱり住民が集える場、それからその住民のいろんな考えが反映できるような、そういう施設をやられていくことが私はすごく大事ではないかと。もちろん広く町外に発信して、そこから町外の方々が利用するのはもちろんですけれども、一番大事なところは住民の皆さんが生き生きと我が町のものを利用して外に誇れるように宣伝できるのかということもすごく大事だと思いますので、そういう点もぜひ取り入れていただきたいということですが、その点に関して、もちろんそういうことを考えていらっしゃると思います。

○議長（澁谷俊二君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町が出資している会社でございますので、当然町民の福祉あるいは町民の利便性向上に配慮していきたいということは第一に考えておるところでございますし、また町民が気軽に集えるとい

う機能につきましても、それは当然備えていかなければいけないものだと思っております。そして、町民のご意見を反映するという事で、先ほどの情報発信でも申し上げましたが、一方的に情報を発信するのではなく、町民からの提案、また気づいた点、一部にはクレームもございますが、そういうものをきちんと受けとめ、そしてそれをもとにそれを解決することによって、その組織としてのサービス能力の向上というものが上がっていくものと思われまます。

したがいまして、新組織につきましては、情報の発信だけでなく町民からのご提案を受け入れる、そういうふうな形で利便性の向上、それからサービスの向上を図っていくものと考えてございます。以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 5番議員、よろしいですか。はい。

ほかに質疑ありませんか。9番熊谷良夫君。

○9番（熊谷良夫君） 今温泉部門、多分町民福祉も含めて、あるいは営利事業も含めて非常に難しい立ち位置にあると思いますけれども、今の本当は値上げしたいんだけど町民のために値上げはしないという、その分やはり行政からの持ち出しになると思います。このように非常にわかりにくい組織がこの新しい会社ではないかと思っております。そこで一番私が懸念するのはどんどん赤字になったら補填する、赤字になったら補填するという事でやりますと、いわゆる民業圧迫、民間の伸び代を潰す懸念があるのではないかと思います。そういう意味で民業圧迫ということについて、あるいはそういうことを危惧する方にとっての、特に飲食店関係だと思いたすけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（澁谷俊二君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずは、一つは町が出資している第三セクターではありますが、第三セクター自体の収益を上げていかないと議員おっしゃるとおり補助金の投下という悪循環になるものと考えております。そして、確かにおっしゃるとおり会社が営利を独占すれば民業圧迫というそしりを受けかねないこともあります。一つ今考えておる状況では町内の先ほど申し上げましたが、町内の産品を利用した商品開発というものを非常に考えてございます。統合する組織内の道の駅では、いわゆる大手業者がこしらえたお土産品用のお菓子が大量に売っております。物販販売ということで売っておりますが、これを町内から原料を調達して町内で製造して、そして販売するという事でお金を循環させる。また、町内の農産物、農畜産物を積極的に取り扱ってお金を、経済を循環させるということも必要であります。

また、商業関係の民業圧迫でございますが、これにつきましては、まずは組織内においてケイ

タリング機能を発揮させるようにしたいと思っております。一つは現在この景況感でハローワークで調理人を募集してもなかなか補充できない状況が続いておりまして、組織内で既に調理する方がおらず営業してない、夜は営業をやめているという状況もございまして、まずは組織内で一つ充実させて完結させようということでありまして、殊さら外部にケイタリングをしたり外部に物販をして民間の業者の方々と競合させるということは現在のところ考えておりません。以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 9番議員、よろしいですか。はい。

ほかに質疑ありませんか。1番深沢義一君。

○1番（深沢義一君） 71ページ、10款5項1目19節タイ文化交流派遣事業補助金について2点どうか、伺いたいと思います。

一つは、2月の13から17の実施ということでございまして、その募集についてということでございます。年末年始とかこれからこの事業を町民に広く知らせて、そして募集ということになりますが、年末年始があるということだとか、パスポートの申請だとか、いろいろそのタイムスケジュールが厳しいのではないかなというふうにも思うところがございます。その募集計画について、そしてまたもう一点は多数の応募があった場合の対応はどのようにするかということでございます。お願いします。

○議長（澁谷俊二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋一久君） ただいまのご質問にお答えいたします。

募集計画でございますが、町の広報、1月広報に上げることはもちろんでございますが、プーアン、タイファンクラブ・プーアンでしたり、関係機関に関してはダイレクトメールを発送しようということで準備してございます。広報につきましては、1月1日発行となっておりますが、町のほうからは12月28日に町内に届くということで予定してございますので、そのときから周知が大きく出ていくと考えてございます。議員懸念しているとおり、期間が、募集期間が短いために非常にご迷惑をおかけいたしますが、募集受け付け期間は1月6日（日曜日）の午前9時から15日（火曜日）の正午まで美郷総合体育館リリオスにて受け付ける予定となっております。

その中でもし募集が16名となっておりますので、増えた場合のことを想定してございましてキャンセル待ちを登録していただくかというような形で検討してございます。その募集受け付け後に、もしキャンセルされる方が出た場合、不測の事態でキャンセルした場合は、その方に20日ごろまでの締め切りでお答えができるものと今考えているところでございます。以上です。

失礼しました。募集につきましては、先着順となっております。その1月の6日午前9時からの先着順、その際には印鑑、身分証明等持ってきていただきまして、取り扱い業者は東北アイツアーズ、秋田市の会社になりますが、一緒に申込書を記入していただくというような予定となっております。失礼しました。

○議長（澁谷俊二君） 1番議員、よろしいですか。1番深沢義一君。

○1番（深沢義一君） 非常に町としてタイとの交流を深めているということは町民に広く浸透してきていると思います。そういったことを考えますと、非常に多い人数がということになった場合に16名でこれ予算を組むわけですので、これはその時点ではいたし方ないと思いますけれども、その後のというようなことまで考えるとところもあるのでしょうか。

○議長（澁谷俊二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋一久君） ただいまのご質問ですが、その後といいますと、今回のチャーター便に関しては受け入れ側の負担や手配車両、現地での手配車両等を考慮して訪問を20名としたためでございます。今のところ今回のチャーター便につきましては、20名の訪問で考えているところでございます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） よろしいですか。はい。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第67号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第67号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号 平成30年度美郷町一般会計補正予算第5号は原案のとおり決しました。

◎議案第68号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第10、議案第68号 平成30年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第68号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第68号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第68号 平成30年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

◎議案第69号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第11、議案第69号 平成30年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第69号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第69号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第69号 平成30年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

◎議案第70号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第12、議案第70号 平成30年度美郷町水道事業会計補正予算第3号を

議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第70号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第70号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第70号 平成30年度美郷町水道事業会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

◎陳情第20号の上程、委員会付託

◎陳情第21号の上程、委員会付託

◎陳情第22号の上程、委員会付託

◎陳情第23号の上程、委員会付託

◎陳情第24号の上程、委員会付託

○議長(澁谷俊二君) 日程第13、陳情第20号から日程第17、陳情第24号までの5件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

この陳情の審査方を教育民生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長藤原政春君、登壇願います。

(教育民生常任委員長 藤原政春君 登壇)

○教育民生常任委員長(藤原政春君) それでは、教育民生常任委員会の報告を申し上げます。

12月4日の本会議において、当委員会に審査を付託されました陳情第20号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のため国に対し、意見書の提出を求める陳情、そして陳情第21号 「介護労働者の労働環境及び処遇改善」のために国に対し、意見書の提出を求める陳情、陳情第22号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設のため国に対し、意見書の提出を求める陳情書、陳情第23号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める陳情書及び陳情第24号 75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める

陳情書の審査経過と結果をご報告申し上げます。

12月7日、委員5名の出席のもと、当委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

初めに、陳情第20号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のため国に対し意見書の提出を求める陳情書の審査では、願意は妥当なので採決すべきという意見が多数で、採決の結果、出席委員全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第21号 「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のために国に対し意見書の提出を求める陳情についてですが、審査では平成27年度にも採択しており、願意は妥当なので採決すべきという意見が多数で、採決の結果、出席委員の全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第22号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設のため国に対し意見書の提出を求める陳情についてですが、審査では、前半の部分の状況については、まさにそのとおりだと思うが、後半の部分は全国的に見て賃金格差があるので全国统一の最低賃金を設けることについては、慎重に考えるべき。診療報酬など入ってくるほうは全国一律だが、人件費というのは地域によってばらつきがあり、地方の病院経営のほうが利益を出しやすい。よって、秋田県では余り問題になっていないと思われるが、全国足並みをそろえてこの陳情を出したと思われる。ここで全国一律の最低賃金がないからすごく困っているということがあるのか。また、地域内における職種間の賃金格差が問題になるので、全国一律賃金を制定するというのは難しいのではとの意見がありました。

一方、趣旨はわかるので趣旨採択で。願意は妥当なので採択でという意見もありました。

採決の結果、採択が3名、趣旨採択が2名で、採択すべきものと決しました。

次に、陳情第23号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める陳情書についてですが、審査では、願意は妥当なので採択でという意見が多数で、採決の結果、出席委員全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第24号 75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める陳情についてですが、審査では、現在70歳から74歳までが2割負担で命にかかわることなので採択したいところだが、国の財政を考えるとどうかという意見や、国の事情もわかるが、75歳以上のことを考えると採択でという意見、願意は妥当なので採択でという意見がありました。

採決の結果、出席委員の全会一致で採択すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。質疑は陳情番号を述べからお願いします。9番熊谷良夫君

○9番（熊谷良夫君） 22号について、今ちょっと採決の結果がちょっと数字が合わないように感じましたけれども、私の勘違いであればいいんですけれども、再度、採決の結果お願いしたいと思います。22号について。

○教育民生常任委員長（藤原政春君） 22号ですか。ちょっとお待ちください。採決の結果、採択が3名、趣旨採択が2名でございます。ただ、4人の中で委員長が1人で、そしてそれで私委員長含めて3名と趣旨採択が2名ということでございます。2・2、2名・2名でございます。

○議長（澁谷俊二君） 9番熊谷良夫君

○9番（熊谷良夫君） そうすると、2対2で委員長が採択ということで決まったことですね。
（「はい、そうです」の声あり）はい、わかりました。

○教育民生常任委員長（藤原政春君） 以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） よろしいですか。（「はい」の声あり）
ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております案件中、陳情第20号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

陳情第20号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第20号について、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、陳情第20号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のため国に対し意見書の提出を求める陳情は委員長報告のとおり採択することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第21号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

陳情第21号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第21号について、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、陳情第21号 「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のために国に対し意見書の提出を求める陳情は委員長報告のとおり採択することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第22号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

陳情第22号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第22号について、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、陳情第22号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設のため国に対し意見書を求める陳情書は委員長報告のとおり採択することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第23号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

陳情第23号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第23号について、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、陳情第23号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める陳情書は委員長報告のとおり採択することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第24号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

陳情第24号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第24号について、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、陳情第24号 75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める陳情書は委員長報告のとおり採択することに決しました。

◎陳情第19号の上程、委員会付託

○議長（澁谷俊二君） 日程第18、陳情第19号 陳情 食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しが必要を議題といたします。

この陳情の審査方を産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長村田 薫君、登壇願います。

（産業建設常任委員長 村田 薫君 登壇）

○産業建設常任委員長（村田 薫君） それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

平成30年9月4日の本会議におきまして、当委員会に審査を付託されました陳情第19号 陳情 食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しが必要ですについて、12月7日午後1時半より当委員会を開催し、全委員出席のもと、慎重に審査しましたので、その審査経過と結果を報告します。

審査では、検査法があるために着色粒を選別する機械があるにもかかわらず、薬剤を散布するという背景になっていることが一番問題でありまして、農薬を散布しなくても必要であれば農協、業者または大規模農家でも着色粒を除去する機械にかけて製品にしている状況なので、陳情にあるとおり薬剤散布を無理に行う必要がないと思う。

また、薬剤散布にかかる経費と着色粒を除去する経費は同じぐらいだが、薬剤散布したからといってカメムシに100パーセントかからないということはないので、経費はかかるという意見がある一方で、カメムシ被害に遭った分につきましては、収量が減ることもある。また、カメムシだけでなく胴割れとか米の品質が悪い場合などで減収になることもあるので負担の部分の比較だけではない。

次に、食品の安全ということで理解はできる部分もありますが、等級の廃止はしなくてもよい

のではと思う。規制緩和で等級の見直しであればよいが、内容が廃止となっているのは、これは違うと思う。等級が廃止されると品質の低下や価格の下落を招くのではないかという懸念があるなどの意見がありました。

採決の結果、趣旨採択とする者2人、不採択とする者2人となりまして、委員長採決になりまして、委員長は趣旨採択といたしまして、当委員会としては趣旨採択すべきものと決しましたので、報告いたします。

○議長（澁谷俊二君） ただいまの委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

陳情第19号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第19号について、委員長報告のとおり趣旨採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、陳情第19号 陳情 食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の抜本の見直しが必要では、委員長報告のとおり趣旨採択することに決しました。

暫時休憩いたします。

（午前10時55分）

（午前10時56分）

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま配付しました追加議事日程表のとおり案件が提出されております。

これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午前10時56分）

(午前10時58分)

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎発議第7号の上程、表決

○議長（澁谷俊二君） 追加日程第1、発議第7号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。

発議第7号について、これより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、発議第7号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員を求める意見書の提出については原案のとおり決しました。

◎発議第8号の上程、表決

○議長（澁谷俊二君） 追加日程第2、発議第8号 「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。

発議第8号について、これより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、発議第8号 「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」を求める意見書の提出については原案のとおり決しました。

◎発議第9号の上程、表決

○議長（澁谷俊二君） 追加日程第3、発議第9号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。

発議第9号について、これより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、発議第9号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出については原案のとおり決しました。

◎発議第10号の上程、表決

○議長（澁谷俊二君） 追加日程第4、発議第10号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。

発議第10号について、これより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、発議第10号 介護保険制度の改善、介護従

事者の処遇改善等を求める意見書の提出については原案のとおり決しました。

◎発議第11号の上程、表決

○議長（澁谷俊二君） 追加日程第5、発議第11号 75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。

発議第11号について、これより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、発議第11号 75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを求める意見書の提出については原案のとおり決しました。

◎閉会中の継続調査について

○議長（澁谷俊二君） 追加日程第6、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会広報常任委員会委員長、議会運営委員会委員長より、審査中の事件等について会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。議会広報常任委員会委員長、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で、今定例会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成30年第9回美郷町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午前11時04分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成30年12月13日

美郷町議会議長 澁谷俊二

署名議員 熊谷良夫

署名議員 伊藤福章